

第4章 地域別構想

1. 地域区分

1) 地域区分の設定

地域区分は、地理的分断要素（河川や山地など）や地域のまとまりを考慮し、旧市町村の行政区画を基本として、以下の4地域を設定します。

- ・旧津山地域

旧津山市のエリア。

旧津山地域は、地理的条件、地域の特性などから、さらに「中心市街地地域」、「東部地域」、「西南部地域」、「北部地域」の4つの地域に分けます。

- ・勝北地域

旧勝北町のエリア。

- ・久米地域

旧久米町のエリア。

- ・加茂・阿波地域

旧加茂町および旧阿波村のエリア。

2) 地域区分図



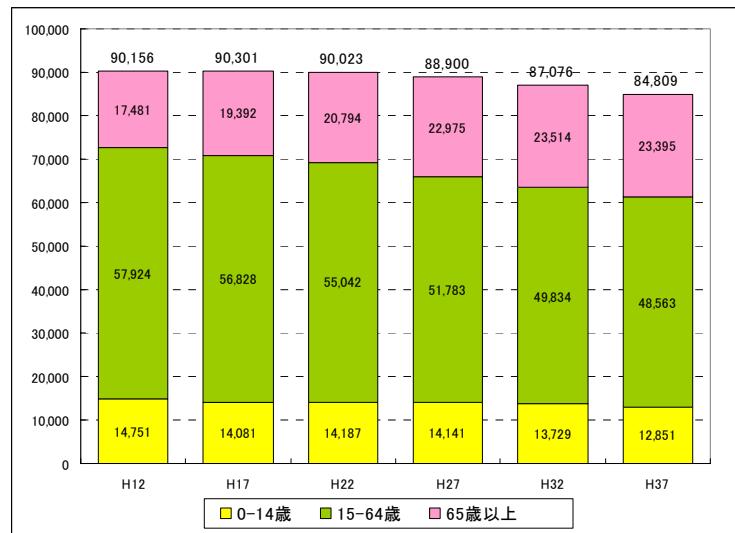
2. 旧津山地域

1) 地域の概況

- ・旧津山地域は、県北の中心都市としての役割と責任を担う本市の中核となる地域です。
- ・地域総面積 18,564ha の内、約 5 割を森林が占め、残りは約 2 割が農地、約 1 割が水面・河川・水路及び道路、1 割弱が住宅地や工業地などの宅地、1 割弱がその他の土地利用となっています。
- ・北部および南部の森林地域を除く市街地を中心とする 8,582ha (地域面積の 46%) が津山広域都市計画区域に編入されており、そのうち 1,828ha に用途地域が指定されていますが、市街化区域および市街化調整区域の区域区分は定められていません。
- ・旧津山地域の平成 17 年人口は 90,301 人となっており、市全体の 82% を占めています。
- ・国勢調査結果に基づきコー・ホート変化率法による推計を行うと、平成 27 年は 88,900 人、平成 37 年には 84,809 人になるものと予測されます。^(注)
- ・平成 17 年の高齢化率は 21.5% で、市全体の平均(23.4%)よりも低くなっていますが、平成 37 年には 27.6% になるものと予測されます。^(注)

旧津山地域の人口推計

		H12	H17	H22	H27	H32	H37
0-14歳	人数	14,751	14,081	14,187	14,141	13,729	12,851
	%	16.4	15.6	15.8	15.9	15.8	15.2
15-64歳	人数	57,924	56,828	55,042	51,783	49,834	48,563
	%	64.2	62.9	61.1	58.2	57.2	57.3
65歳以上	人数	17,481	19,392	20,794	22,975	23,514	23,395
	%	19.4	21.5	23.1	25.8	27.0	27.6
合計	人数	90,156	90,301	90,023	88,900	87,076	84,809
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

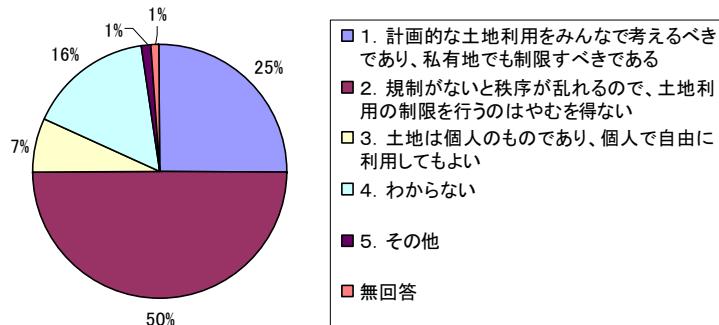


注) これらは平成 12 年と 17 年の国勢調査人口を基本にして、この 5 年間の人口移動率、出生率等が将来も変わらないものとして単純計算した結果です。

・市民の意向（アンケート調査結果より抜粋）

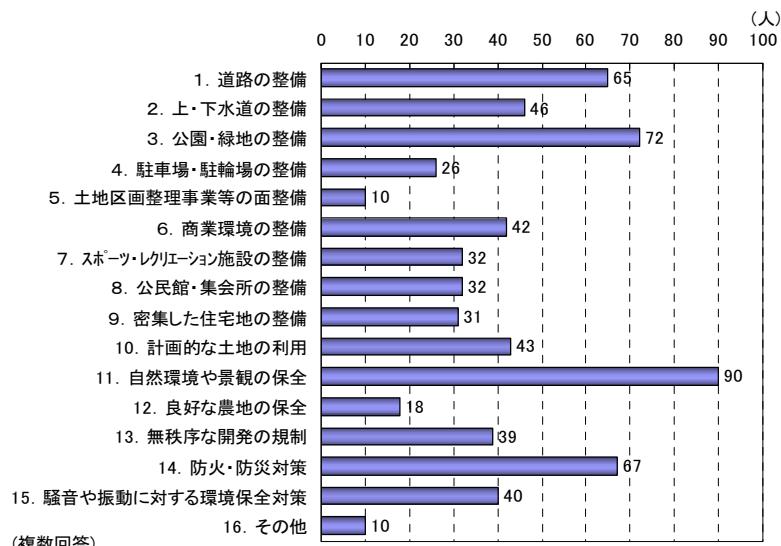
「総合的な土地の利用方法についてどのようにお考えですか？」

「秩序を守るため土地利用の制限はやむを得ない」という意見が半数あり「計画的な土地利用をみんなで考え、私有地でも制限すべき」という意見と合わせると4分の3の人が土地利用の制限が必要と考えています。



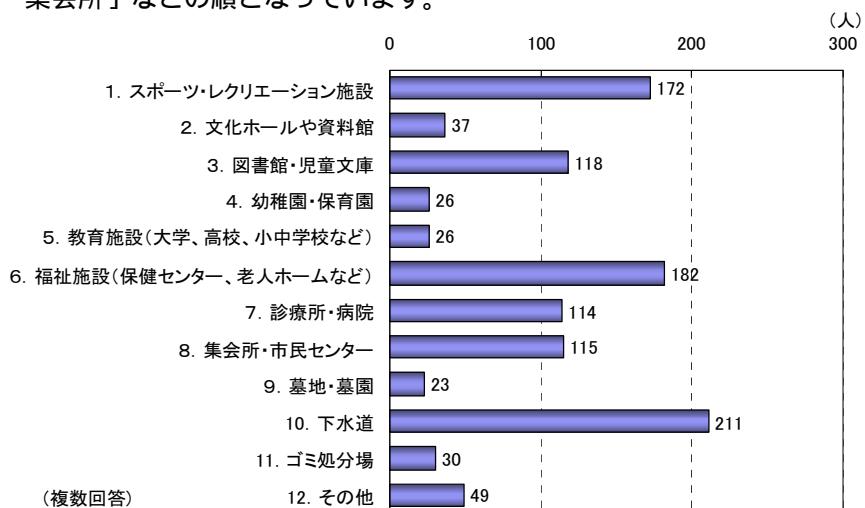
「あなたがお住まいの地域について、特に望まれていることは何だと思われますか？」

「自然環境や景観の保全」という意見が最も多く、次いで「公園・緑地の整備」「防災対策」「道路の整備」などの順となっています。



「道路、公園・緑地以外の都市施設の整備について、（あなたのお住まいの地区に必要なのは）それぞれどのように思われますか？」

「下水道」の整備要望が多く、次いで「福祉施設」「スポーツ・レクリエーション施設」「図書館」「集会所」などの順となっています。



まちづくりの方針を明確にするため、地理的条件や地域の特性などから、本地域は「中心市街地地域」、「東部地域」、「西南部地域」、「北部地域」の4つの地域に分けます。

【中心市街地地域】

- ・中心市街地地域は、城下町の町割りを基盤とした商業、業務、行政、歴史・文化などの都市機能が集積した本市の「顔」となる地域です。
- ・本地域には、城下町津山を代表する津山城跡（鶴山公園）をはじめとして、歴史あるまちなみや貴重な文化遺産が数多く残されています。
- ・中心市街地では、モータリゼーションの進展、人口の郊外移転、大規模小売店の郊外展開などにより空き店舗等が増加し、商業機能の魅力が失われています。
- ・津山駅周辺は津山市の玄関口であり、公共交通の結節点でもありますが、ターミナル機能の不足、商店街の空き店舗や未利用地増加による景観悪化等が見られます。

【東部地域】

- ・東部地域は、綾部・草加部工業団地や中核工業団地、国分寺工業団地等工業機能が集積しており、本市の工業生産の中核をなす地域です。
- ・津山 IC 周辺の国道 53 号沿道には大規模商業施設の立地が進んでおり、車利用客を対象とした広域の商業拠点となっています。
- ・市街地周辺の用途地域指定区域外の田園・集落エリアにおいては、住宅団地やミニ開発によるスプロール化が進んでいます。

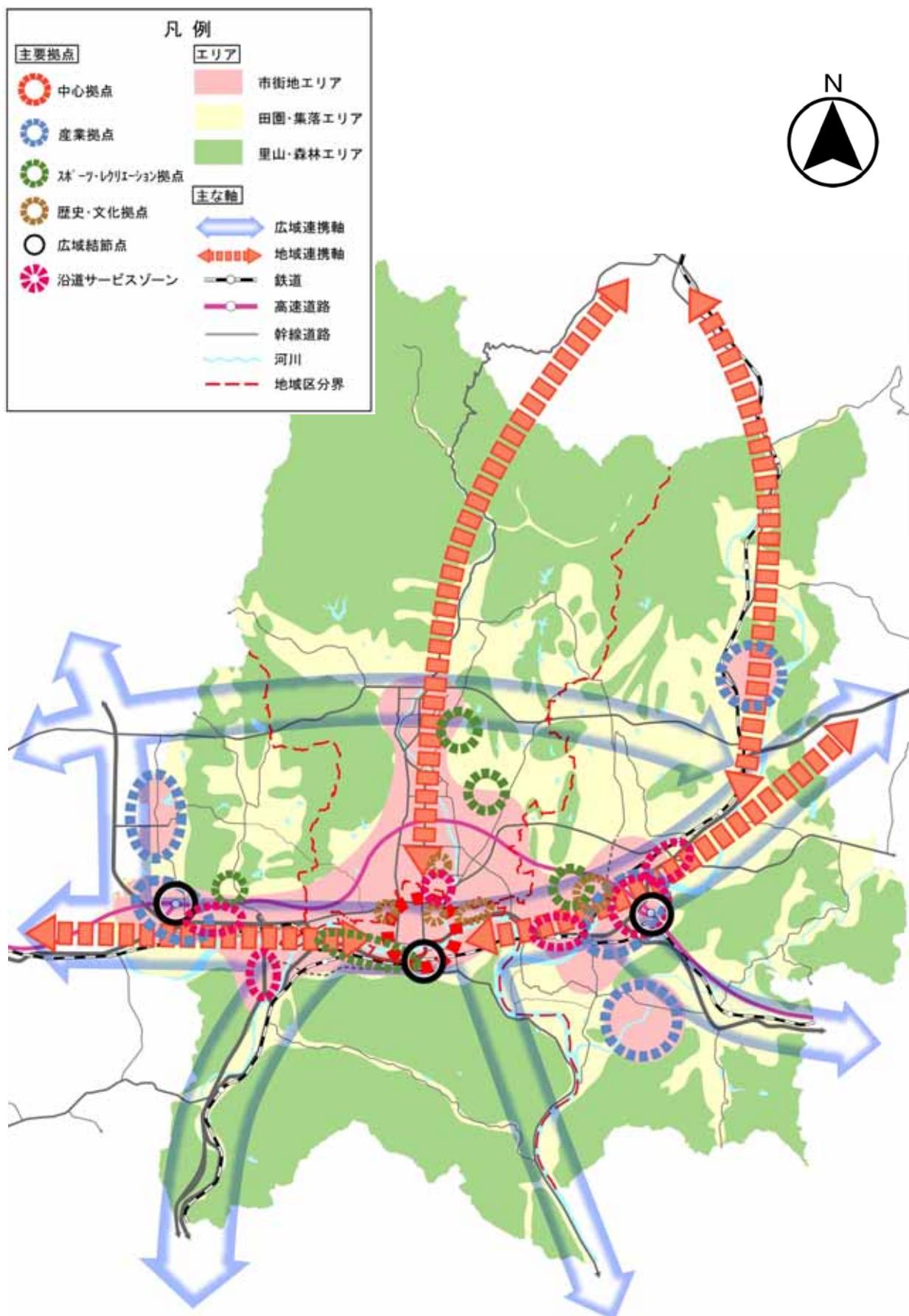
【西南部地域】

- ・西南部地域は、院庄工業団地や流通センターなどがあり、東部地域と並んで本市の工業生産の中核をなす地域です。
- ・吉井側以南では国道 53 号バイパスの整備が進み、沿道に大規模商業施設の立地や宅地開発が見られます。
- ・津山駅南側では土地区画整理事業による基盤整備が完了していますが、宅地化が十分に進んでいません。

【北部地域】

- ・北部地域は、森林や農用地が多くあり、また黒沢山や横野の滝、グリーンヒルズ津山など、観光・レクリエーション資源や自然環境に恵まれています。
- ・東一宮地区をはじめとして、土地区画整理事業によって計画的に整備された市街地が多く、市内で最も建物の新築が多い地域です。
- ・北部地域の都市計画区域外や用途地域指定区域外の田園・集落エリアや森林エリアでは、宅地開発によるスプロールが見られます。
- ・山北地区の市役所周辺には、大学や高等学校、小中学校などが集積しています。

将来都市構造図



2) 中心市街地地域のまちづくり方針

(1) 土地利用の方針

- ・中心市街地の空き店舗や空き地等未利用地の有効活用によるコンパクトな市街地の形成と、出来るだけ車に依存しない歩いて暮らせるまちづくりの推進を図り、環境負荷の低減に努めます。
- ・商業・医療・福祉・文化・行政等の諸機能の集積と機能強化を図り、県北の中心都市として吸引力の向上に努めます。
- ・アルネ津山、中心商店街及び JR 津山駅等を中心とした区域において「中心市街地活性化基本計画」の策定を図り、基本計画にもとづいた市街地の整備改善と、商店街のショッピングモール化等による商業機能の活性化を図ります。
- ・医療施設や生鮮食品・日常品の店が身近にある利便性を活かして、複合的な土地利用や老朽建築物の建て替え促進等による住宅の確保など、土地の有効活用を図りつつ「まちなか居住」を誘導します。
- ・「まちなか居住」を誘導するため、中心市街地における福祉住宅や高齢者用マンションの供給を促進します。
- ・JR 津山駅周辺は、本市の玄関口として、ターミナル機能の強化、駅前広場の整備、商業機能の強化など一体的な整備を図ります。



JR 津山駅



中心市街地の空き店舗

- ・城下町津山の「顔」として津山城跡（鶴山公園）の整備を推進するとともに、他の施設とも連携した広域観光拠点の形成を図ります。
- ・城東地区では、歴史的まちなみ保存、建物修景、資料館整備、景観整備等による回遊型観光エリアの形成を図ります。
- ・作州城東屋敷や城東むかし町家、箕作旧宅などの貴重な建物の活用・保存・再生に努めながら、電線類の地中化検討など一体性ある景観形成を図ります。
- ・歴史的価値のある武家屋敷の修景を活用した連続性のあるまちなみの形成に努め、中島病院旧本館や作州民芸館、西寺町の寺院群と併せた回遊型観光エリアの形成を図ります。

(2)都市施設の整備方針

交通施設

【道路】

- ・(都)皿一宮線(鶴山通り)・(都)新錦橋押入線(城西通り)などの幹線道路では、歩道の段差解消等バリアフリー化の推進を図ります。
- ・中心市街地内の道路では、子どもや高齢者・障害者をはじめ、誰もが安心して歩けるように、歩行者や自転車中心の道路空間の形成に努めます。
- ・まちなか居住促進や低未利用地の活用、老朽建物更新、公共交通への接続強化を促進するため中心市街地内の道路整備を図ります。

【公共交通】

- ・中心市街地へのアクセス性を向上させるため、市街地中心にあるアルネ津山周辺に路線バスの乗継ぎターミナルの設置を検討します。
- ・中心市街地内の回遊を支援するため、市街地内をきめ細かく巡回するバス路線やトランジットモールについて検討を行います。
- ・交通機能強化のため、駅前広場やバスターミナルの整備による鉄道・ハイウェイバス・路線バスの乗降機能の集約を図ります。



津山広域バスセンター



駅前広場

【その他】

- ・公共駐車場や民間駐車場への案内標識の整備を進めるとともに、駐車場の利用促進に努めます。
- ・JR津山駅や観光センターなどにおいて、レンタサイクルや駐輪場の整備に努め、自転車利用を促進します。



アルネ津山



駅前駐車場・駐輪場

公園・緑地等

- ・鶴山公園(特殊公園)では、「日本さくら名所100選」にも選ばれた桜の木や復元された「備中櫓」等の維持管理など、「史跡津山城跡保存整備計画」に基づいて城跡の整備を推進し、本市の観光拠点としてさらなる魅力向上に努めます。
- ・吉井川の河岸緑地では、市民が自然に親しめるよう潤いのある親水空間づくりを促進します。
- ・中心市街地においては、来街者のうるおいスポットとして「東大番所跡」や「まちなか・元気ラビリント」のような未利用地等を活用したポケットパークの整備を図ります。



備中櫓



東大番所跡

その他の都市施設

- ・河川や水路などの水質を保全し生活環境を改善するため、中心市街地の公共下水道認可区域において、順次下水道整備を推進していきます。
- ・市営住宅については、団地内施設の整備、住宅のユニバーサルデザイン、多様なニーズに対応した住宅供給等を目標として、機能改善、維持保全など適切なストックの活用を推進します。

(3)都市環境・景観形成の方針

都市環境形成の方針

- ・吉井川などの河川空間においては、河岸緑地を保全するとともに生態系に配慮した多自然型・自然再生型の整備を促進し、自然と親しめる環境づくりに努めます。



吉井川河岸緑地



宮川

- ・本市の特長である市街地に隣接する丘陵地の樹林は、市民の生活に潤いをあたえる貴重な緑資源として積極的な保全を図ります。



丘陵地の樹林

景観形成の方針

- ・中心市街地においては、津山城跡や城東地区、城西地区のまちなみなど、城下町にふさわしい歴史と文化にあふれた魅力ある都市景観の保全と創造を図ります。
- ・県立津山高等学校本館、翁橋、作州民芸館、津山洋学資料館などの近代化遺産の保存に努めます。
- ・本市のシンボルである津山城跡の備中櫓や石垣を眺望できる空間（視点場）の確保を図ります。



県立津山高等学校本館



南側より城跡（備中櫓）を望む

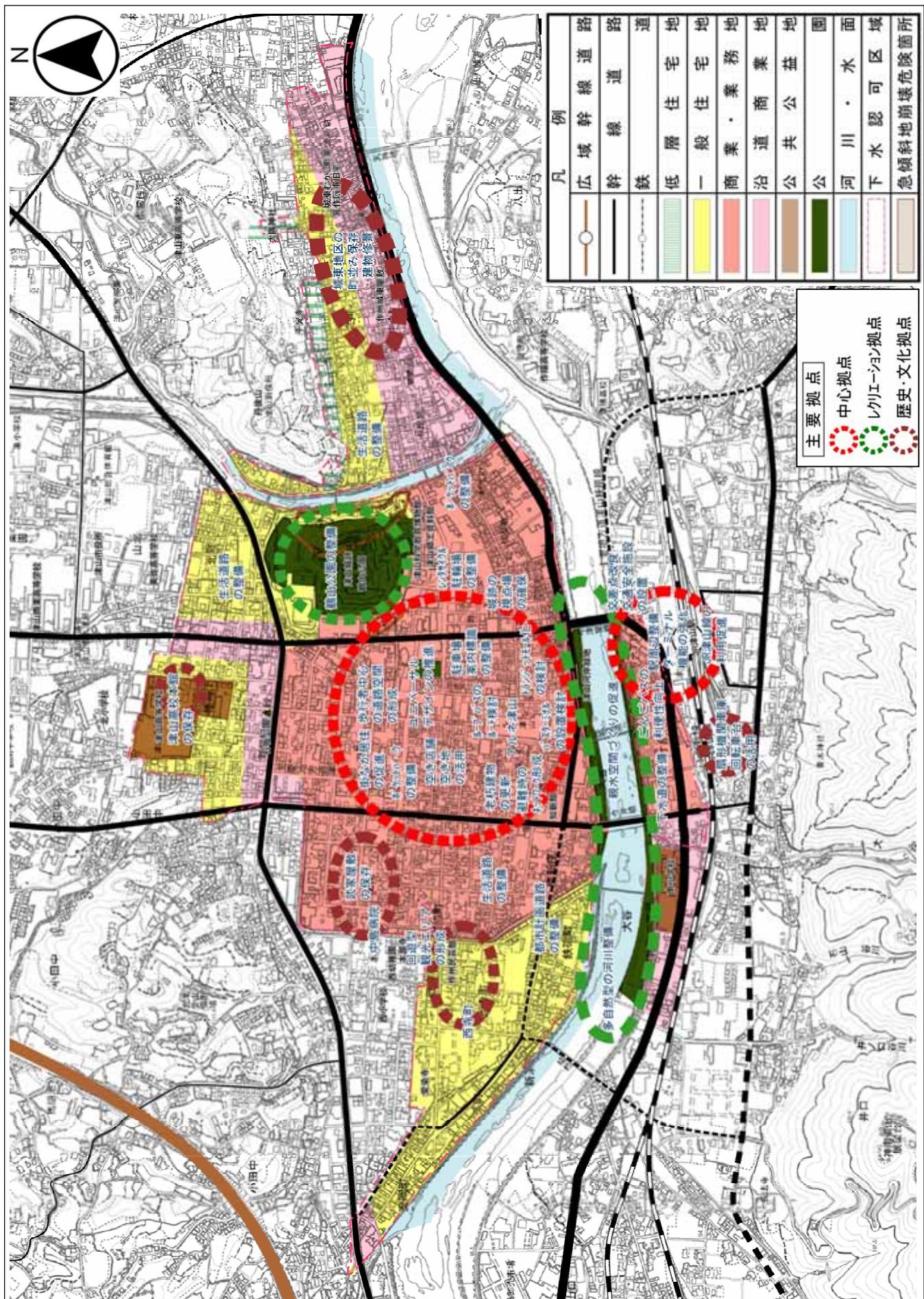
(4) 安全・安心のまちづくりの方針

- ・道路幅員が狭く緊急車両が通行不可能な住宅密集地では、生活道路の拡幅や避難路のネットワーク形成による安全性の確保を図ります。
- ・老朽化した木造密集市街地では、建物更新の際に、火災時の防災性の向上を図ります。
- ・交通安全対策として、交通事故多発地点や危険箇所における交差点改良や交通安全施設の設置等を関係機関との協力のもとに促進します。
- ・誰もが安全に安心して暮らせるように、歩道の段差解消や公共公益施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。



整備された歩道

旧津山地域【中心市街地】 まちづくり方針図



3) 東部地域のまちづくり方針

(1) 土地利用の方針

- ・本地域は、津山中核工業団地や国分寺工業団地、綾部・草加部工業団地などが集積し、本市の工業生産の中核を担っており、これら工業機能の集積と強化に努めます。
- ・中国縦貫自動車道津山 IC 周辺や国道 53 号沿いには、複合型ショッピングセンターなどの沿道型商業サービス施設が集積しており、周辺の工業・業務施設と合わせた利便性の高い複合的な土地利用を図ります。



草加部工業団地



津山 IC 周辺の商業施設



国道 53 号沿道の商業施設

- ・市街化が進行している国分寺地区や国道 53 号沿道区域については、適切な土地利用の誘導を図るため用途地域の指定を検討します。
- ・都市計画区域外および都市計画区域内の用途地域指定区域外における無秩序な開発を抑制することにより、コンパクトな市街地の形成を図ります。
- ・市街地周辺の丘陵地樹林や優良農地については、無秩序な開発は抑制し積極的に保全を図ります。
- ・市街地内や市街地周辺の遊休農地は、市民農園や農業体験学習の場として有効利用を図ります。
- ・農業振興地域においては、耕作放棄による農地の荒廃や乱開発を防ぎながら、農用地の高度利用を図ります。



用途地域指定区域外の宅地開発地



用途地域指定区域外の宅地開発地

- ・美作国分寺跡の保存を進めるとともに、史跡指定地の整備・活用を図ります。

(2)都市施設の整備方針

交通施設

【道路】

- ・(都) 河辺高野山西線などの都市計画道路の整備を進め、幹線道路網の形成を図ります。
- ・(都) 新錦橋押入線等の幹線道路では、歩道の段差解消などバリアフリー化の推進を図ります。
- ・子どもや高齢者・障害者など、誰もが安心して歩けるように、ユニバーサルデザインの道路整備を図ります。
- ・住民の利便性および安全性の向上を目指して、郊外地域の生活道路の拡幅整備や歩道整備等を推進します。

【公共交通】

- ・関係機関と連携し、中心部と加茂地域を連携するJR 因美線の利用促進に努めます。
- ・ごんごバスの利用状況を把握し、市民の要望を踏まえ、必要に応じた運行本数や路線の見直し等を行い利便性の向上を図ります。

公園・緑地等

- ・加茂川では、市民が自然に親しめるような潤いのある親水空間づくりを促進します。
- ・河辺地区周辺および綾部地区周辺において、地区の拠点となる公園の整備を図るとともに快適な緑環境の創出、緑地の保全に努めます。

その他の都市施設

- ・河川などの水質を保全し生活環境を改善するため、公共下水道認可区域において、順次下水道整備を推進します。

(3)都市環境・景観形成の方針

都市環境形成の方針

- ・加茂川などの河川空間においては、治水対策を促進するとともに生態系に配慮した多自然型・自然再生型の整備を促進し、自然と親しめる環境づくりに努めます。
- ・本市の特長である市街地に隣接する丘陵地の樹林は、市民の生活に潤いをあたえる貴重な緑資源として積極的な保全を図ります。

景観形成の方針

- ・中心市街地以外の市街地においては、開発による無秩序な景観をコントロールし、新しいまちなみ景観の創出を図ります。
- ・市街地周辺の田園地帯においては、残された田園景観の保全と農業環境と調和した新しい市街地景観の創出を図ります。
- ・市街地周辺の丘陵部においては、身近に残された樹林地等の緑地の保全を図ります。

(4)安全・安心のまちづくりの方針

- ・道路幅員が狭く緊急車両が通行不可能な住宅密集地では、生活道路の拡幅や避難路のネットワーク形成による安全性の確保を図ります。
- ・交通安全対策として、交通事故多発地点や危険箇所における交差点改良や交通安全施設の設置等を関係機関との協力のもとに促進します。
- ・歩道の段差解消や公共公益施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- ・県北唯一の救命救急病院であり、圏域の医療拠点である津山中央病院へのアクセス道路の強化や公共交通サービスの向上を図ります。



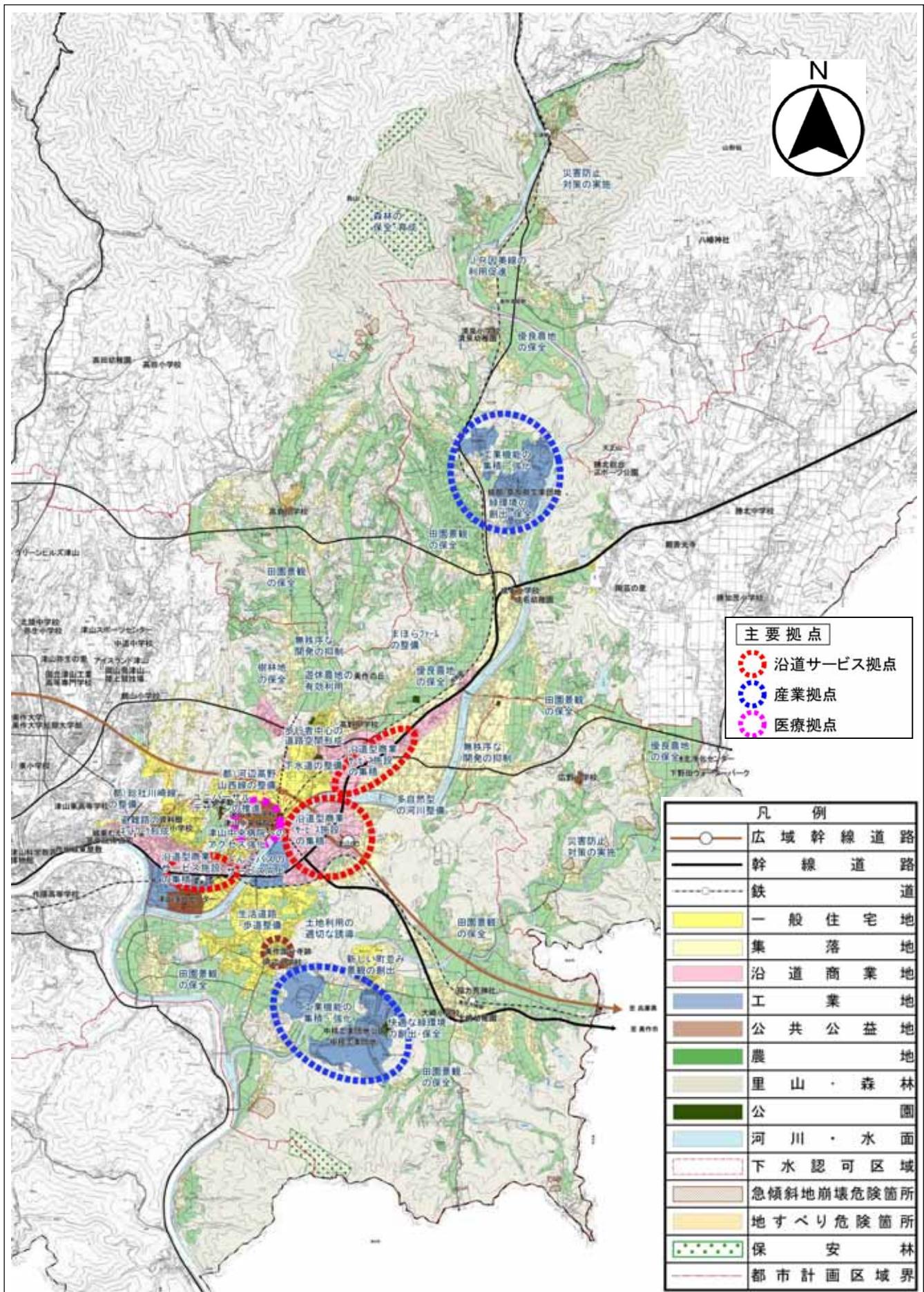
津山中央病院



国道 53 号からのアクセス道路

- ・急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流において、地震や水害などの災害から市民の生命・財産を守るため、災害防止対策の実施を促進します。
- ・防災地域の指定、宅地造成工事の規制、災害危険地区の指定などによる防災対策を積極的に推進します。

旧津山地域【東部】 まちづくり方針図



4) 西南部地域のまちづくり方針

(1) 土地利用の方針

- ・中国縦貫自動車道院庄 IC 周辺や（都）新錦橋押入線、国道 53 号バイパス沿いなどでは、沿道型商業サービス施設の集積と周辺の工業・業務施設と合わせた利便性の高い複合的な土地利用を図ります。



新錦橋押入線沿道の商業施設



国道 53 号バイパス沿道の商業施設

- ・総合流通センターや院庄工業団地においては、本市の工業生産の中核として、流通業務機能や工業機能の集積強化を図ります。



津山総合流通センター



院庄工業団地

- ・市街化が進行している国道 181 号や国道 53 号バイパスなどの沿道区域については、適切な土地利用の誘導を図るため用途地域の指定を検討します。
- ・都市計画区域外および都市計画区域内の用途地域指定区域外における無秩序な開発を抑制することにより、コンパクトな市街地の形成を図ります。
- ・市街地周辺の丘陵地樹林や優良農地については、無秩序な開発を抑制し積極的に保全を図ります。
- ・市街地内や市街地周辺の遊休農地は、市民農園や農業体験学習の場として有効利用を図ります。
- ・農地は食糧の安定供給を図るための生産基盤であるのはもちろん、国土の保全や良好な田園環境の形成に重要な役割を果たしており、農業振興地域においては耕作放棄による農地の荒廃や乱開発を防ぎながら、積極的な優良農地の保全に努めます。
- ・美作地方最大級の前方後円墳がある美和山古墳群の保存と活用を図ります。

(2)都市施設の整備方針

交通施設

【道路】

- ・岡山市など県南地域へのアクセス向上を図るため、地域高規格道路空港津山道路の整備促進に努めます。
- ・(都)院庄横山線、(都)駅前横山線などの都市計画道路の整備を進め、幹線道路網の形成を図ります。
- ・(都)新錦橋押入線などの幹線道路では、歩道の段差解消などバリアフリー化の推進を図ります。
- ・子どもや高齢者・障害者など、誰もが安心して歩けるように、ユニバーサルデザインの道路整備を図ります。
- ・地域住民の利便性および安全性の向上を目指して、地域の生活道路の拡幅整備や歩道整備などを推進します。

【公共交通】

- ・関係機関と連携し、本市と県南地域を連絡するJR津山線の増便と時間短縮および利用促進に努めます。
- ・ごんごバスの利用状況を把握し、市民の要望を聞きながら、必要に応じて運行本数や路線の見直しなどを行います。また、駅前広場やバスターミナルの整備を検討するとともにJRとの乗り継ぎを改善し、利便性の向上を図ります。

公園・緑地等

- ・吉井川の河岸緑地では、市民が自然に親しめるよう潤いのある親水空間づくりを促進します。
- ・高尾地区周辺および井口・大谷・横山地区周辺において、吉井川以南の拠点的緑地及び防災的緑地となる公園の整備を図ります。

その他の都市施設

- ・河川などの水質を保全し生活環境を改善するため、公共下水道認可区域において順次下水道整備を推進します。

(3)都市環境・景観形成の方針

都市環境形成の方針

- ・吉井川などの河川空間においては、河岸緑地を保全するとともに生態系に配慮した多自然型・自然再生型の整備を促進し、自然と親しめる環境づくりに努めます。



吉井川河岸緑地

- ・本市の特長である市街地に隣接する丘陵地の樹林は、市民生活に潤いをあたえる貴重な緑資源として積極的な保全を図ります。

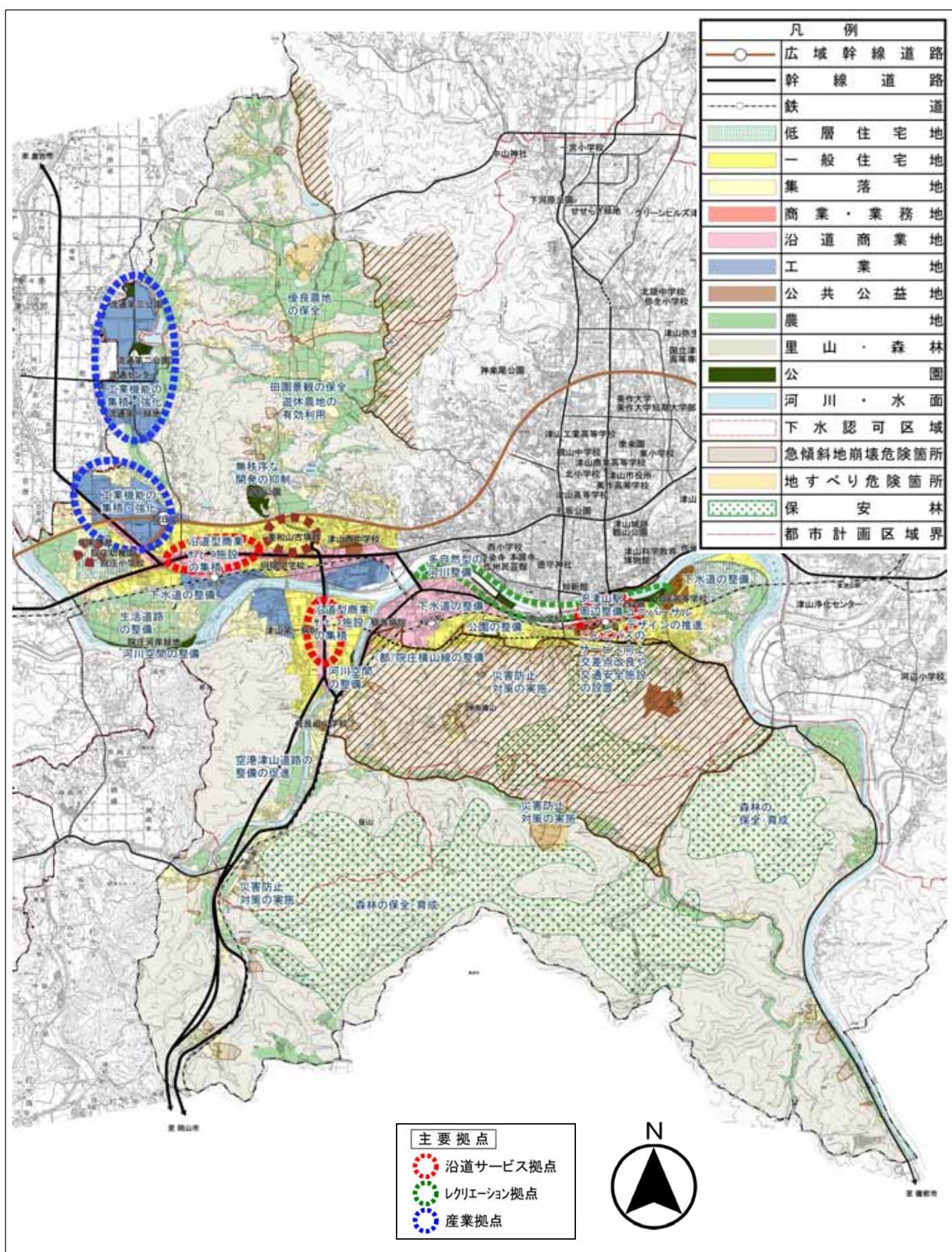
景観形成の方針

- ・中心市街地以外の市街地においては、開発による無秩序な景観をコントロールし、新しいまちなみ景観の創出を図ります。
- ・市街地周辺の田園地帯においては、残された田園景観の保全と農業環境と調和した新しい市街地景観の創出を図ります。
- ・市街地周辺の丘陵部においては、身近に残された樹林地などの緑地の保全を図ります。

(4)安全・安心のまちづくりの方針

- ・道路幅員が狭く緊急車両が通行不可能な住宅密集地では、生活道路の拡幅や避難路のネットワーク形成による安全性の確保を図ります。
- ・交通安全対策として、交通事故多発地点や危険箇所における交差点改良や交通安全施設の設置などを関係機関との協力のもとに促進します。
- ・歩道の段差解消や公共公益施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- ・地域南部の急傾斜地崩壊危険箇所においては、地震や水害などの災害から市民の生命・財産を守るため、災害防止対策の実施を促進します。
- ・防災地域の指定、宅地造成工事の規制、災害危険地区の指定などによる防災対策を積極的に推進します。

旧津山地域【西南部】 まちづくり方針図



5) 北部地域のまちづくり方針

(1) 土地利用の方針

- ・東一宮地区など土地区画整理事業により基盤整備された地区では、未利用地の宅地化を促進し良好な低層住宅地の形成を図ります。
- ・市役所周辺は行政サービスの中心拠点として、公共施設の集積による利便性の向上に努めます。



津山城跡より北～北東方向を望む

- ・(都)新錦橋押入線、(都)皿一宮線等の幹線道路沿いには、沿道型商業サービス施設などの適切な配置を図ります。
- ・市街地周辺の住宅地などの市街化が進行している区域については、適切な土地利用の誘導を図るため用途地域の指定を検討します。
- ・都市計画区域外および都市計画区域内の用途地域指定区域外における無秩序な開発を抑制することにより、コンパクトな市街地の形成を図ります。



都市計画区域外の宅地開発地



都市計画区域外の宅地開発地

- ・市街地周辺の丘陵地樹林や優良農地については、無秩序な開発は抑制し積極的に保全を図ります。
- ・市街地内や市街地周辺の遊休農地は、市民農園や農業体験学習の場として有効利用を図ります。
- ・農地は食糧の安定供給を図るための生産基盤であるのはもちろん、国土の保全や良好な田園環境の形成に重要な役割を果たしており、農業振興地域においては耕作放棄による農地の荒廃や乱開発を防ぎながら、積極的な優良農地の保全に努めます。
- ・美作の国府跡である総社本殿や中山神社などの保存と活用を図ります。

(2)都市施設の整備方針

交通施設

【道路】

- ・(都)総社川崎線などの都市計画道路の整備を進め、幹線道路網の形成を図ります。
- ・(都)皿一宮線、(都)新錦橋押入線などの幹線道路では、歩道の段差解消などバリアフリー化の推進を図ります。
- ・子どもや高齢者・障害者など、誰もが安心して歩けるように、ユニバーサルデザインの道路整備を図ります。
- ・住民の利便性および安全性の向上を目指して、地域の生活道路の拡幅整備や歩道の整備などを推進します。

【公共交通】

- ・ごんごバスの利用状況を把握し、市民の要望を聞きながら、必要に応じて運行本数や路線の見直しなどを行い利便性の向上を図ります。

公園・緑地等

- ・津山スポーツセンター(運動公園)では、誰もがスポーツに親しめる機能の充実と利用促進に努めます。
- ・また、ドーム型の大型温水プール「グラスハウス」があるグリーンヒルズ津山は、都市型公園として機能充実と利用促進を図ります。



グラスハウス

- ・宮川では、市民が自然に親しめるよう、潤いのある親水空間づくりを促進します。
- ・城東地区の北に位置する丹後山の樹林地は、市街地に隣接する貴重な緑資源であり、大隅神社を始めとする神社仏閣の鎮守の森ともなっているため、今後も大切に保全していきます。



中央公園



丹後山の樹林地

その他の都市施設

- ・河川などの水質を保全し生活環境を改善するため、公共下水道認可区域において、順次下水道整備を推進していきます。

(3)都市環境・景観形成の方針

都市環境形成の方針

- 本市の特長である市街地に隣接する丘陵地の樹林は、市民の生活に潤いをあたえる貴重な緑資源として積極的な保全を図ります。
- 宮川などの河川空間においては、治水対策を促進するとともに生態系に配慮した多自然型・自然再生型の整備を促進し、自然と親しめる環境づくりに努めます。



丘陵地の樹林



宮川

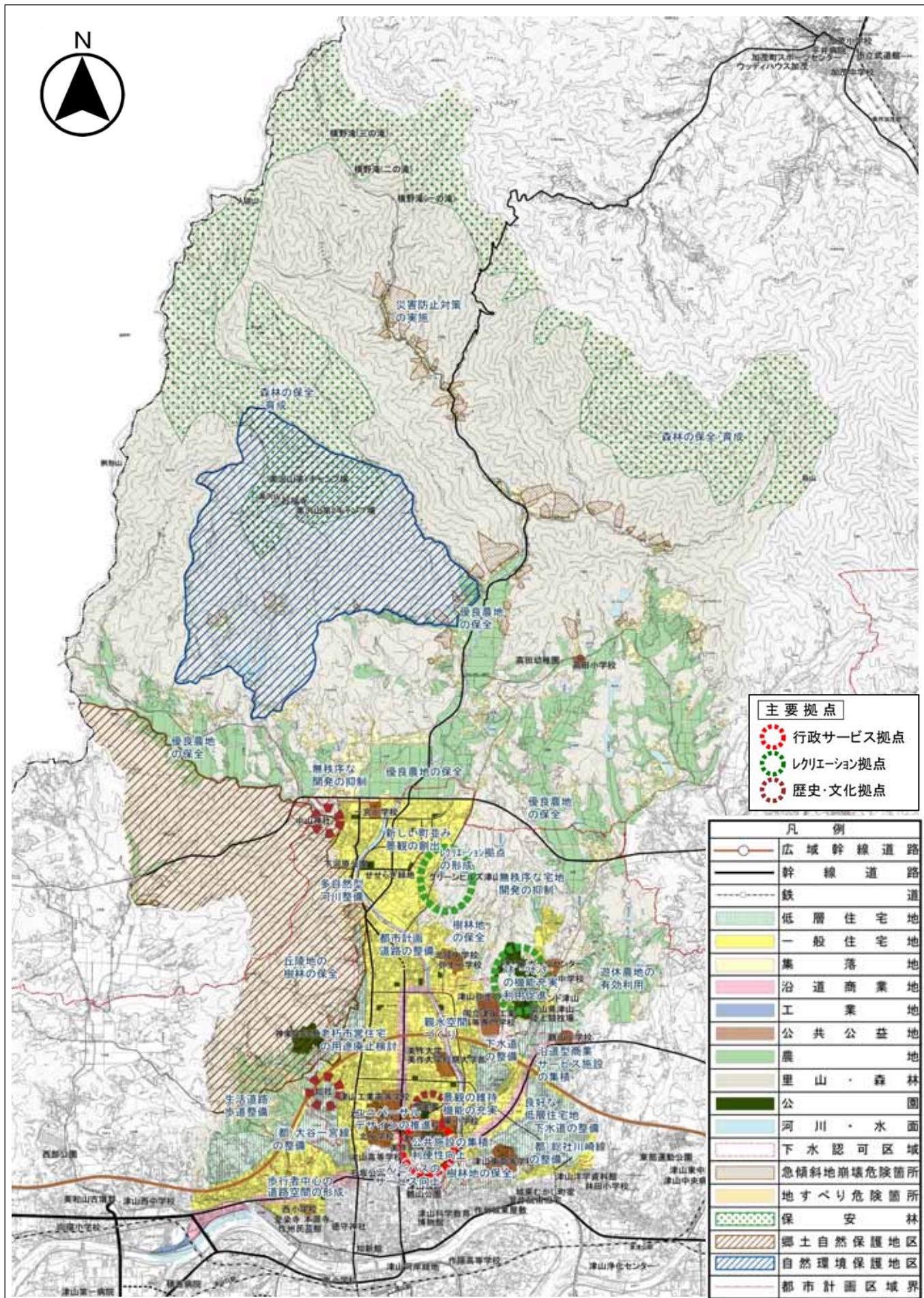
景観形成の方針

- 中心市街地以外の市街地においては、開発による無秩序な景観をコントロールし、新しいまちなみ景観の創出を図ります。
- 市街地周辺の田園地帯においては、残された田園景観の保全と農業環境と調和した新しい市街地景観の創出を図ります。
- 市街地周辺の丘陵部においては、身近に残された樹林地などの緑地の保全を図ります。

(4)安全・安心のまちづくりの方針

- 道路幅員が狭く緊急車両が通行不可能な住宅密集地では、生活道路の拡幅や避難路のネットワーク形成による安全性の確保を図ります。
- 交通安全対策として、交通事故多発地点や危険箇所における交差点改良や交通安全施設の設置などを関係機関との協力のもとに促進します。
- 歩道の段差解消や公共公益施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- 急傾斜地崩壊危険箇所において、地震や水害などの災害から市民の生命・財産を守るため、災害防止対策の実施を促進します。
- 防災地域の指定、宅地造成工事の規制、災害危険地区の指定などによる防災対策を積極的に推進します。

旧津山地域【北部】 まちづくり方針図



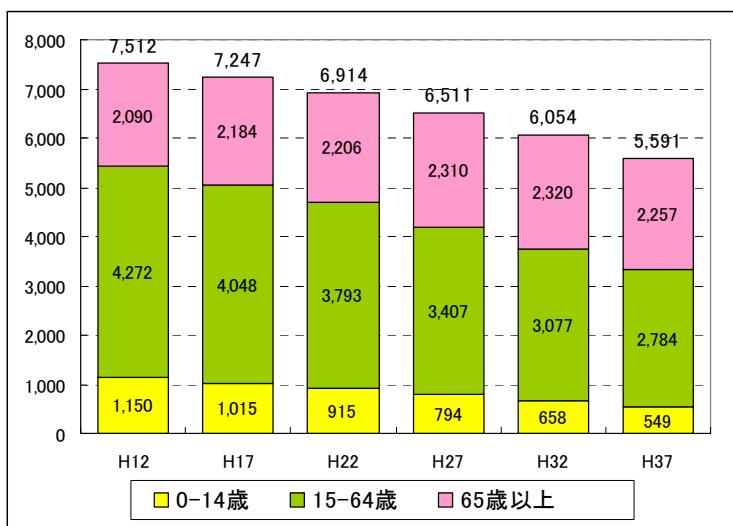
3. 勝北地域

1) 地域の概況

- ・勝北地域の北部には広戸仙をはじめとする標高 1000m を超える山地が連なり、中南部の平野部にはまとまりのある農地と主な集落地が分布しています。
- ・地域総面積 4,490ha の内、約 56%を森林・原野が占め、残りは農用地 26%、宅地 4%、その他 14%となっています。
- ・農用地の 9 割以上を占める水田のほとんどがほ場整備を完了しています。
- ・地域の南部 1,400ha (地域面積の約 3 割) が津山広域都市計画区域に編入されていますが、用途地域は指定されていません。
- ・国道 53 号と県道工門勝央線が交差する勝北支所周辺地区には、支所をはじめとして、ハートピア勝北、図書館、保健福祉センターなどの公共施設が集積しており、勝北地域の拠点となっています。国道沿いには、商業施設や業務施設が集積しており用途の混在が見られます。
- ・勝北地域の平成 17 年人口は 7,247 人となっており、市全体の 6.5%を占めています。
- ・国勢調査結果に基づきコー・ホート変化率法による推計を行うと、平成 27 年は 6,511 人、平成 37 年には 5,591 人になるものと予測されます。(注)
- ・平成 17 年の高齢化率は 30.1 %で、旧津山地域(21.5%)よりも高くなっています。平成 37 年には 40.4 %になるものと予測されます。(注)

勝北地域の人口推計

		H12	H17	H22	H27	H32	H37
0-14歳	人数	1,150	1,015	915	794	658	549
	%	15.3	14.0	13.2	12.2	10.9	9.8
15-64歳	人数	4,272	4,048	3,793	3,407	3,077	2,784
	%	56.9	55.9	54.9	52.3	50.8	49.8
65歳以上	人数	2,090	2,184	2,206	2,310	2,320	2,257
	%	27.8	30.1	31.9	35.5	38.3	40.4
合計	人数	7,512	7,247	6,914	6,511	6,054	5,591
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

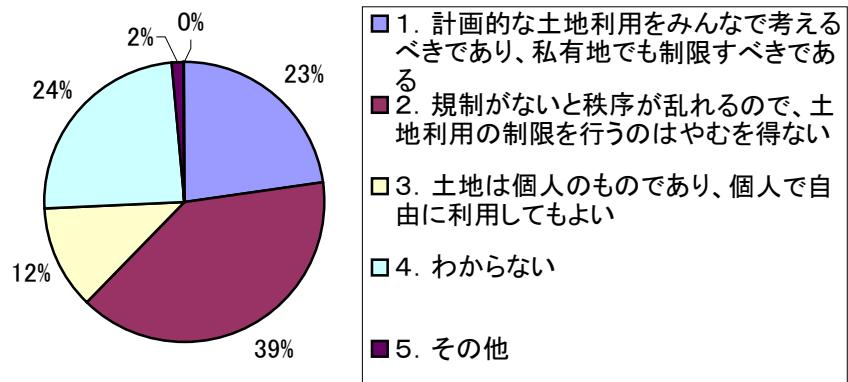


注) これらは平成 12 年と 17 年の国勢調査人口を基本にして、この 5 年間の人口移動率、出生率等が将来も変わらないものとして単純計算した結果です。

・市民の意向（アンケート調査結果より抜粋）

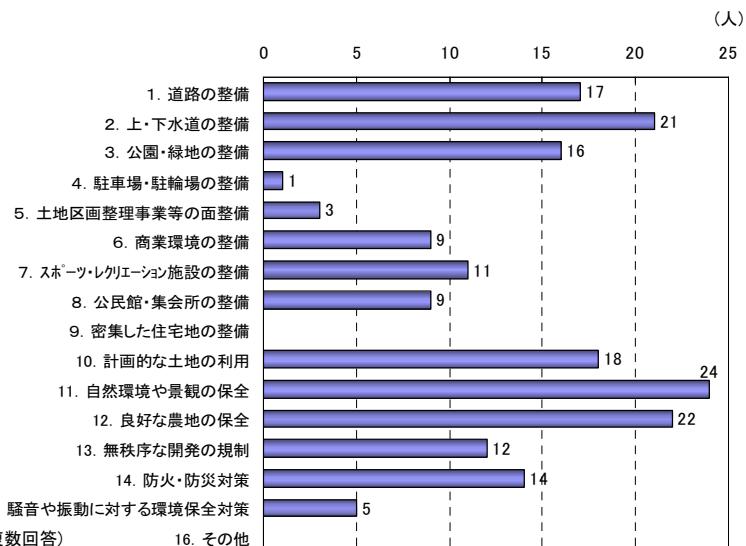
「総合的な土地の利用方法についてどのようにお考えですか？」

「秩序を守るため土地利用の制限はやむを得ない」という意見が4割あり「計画的な土地利用をみんなで考え、私有地でも制限すべき」という意見と合わせると6割以上の人人が土地利用の制限が必要と考えています。



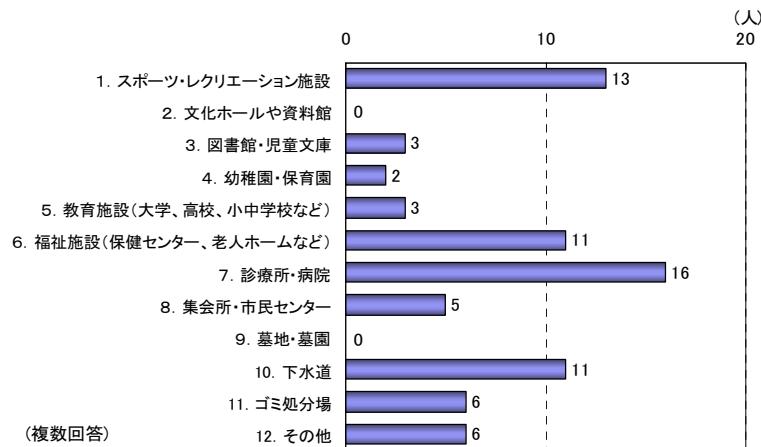
「あなたがお住まいの地域について、特に望まれていることは何だと思われますか？」

「自然環境の保全」「農地の保全」という意見が多く、次いで「上下水道の整備」「計画的な土地利用」「道路の整備」「公園緑地の整備」などの順となっています。

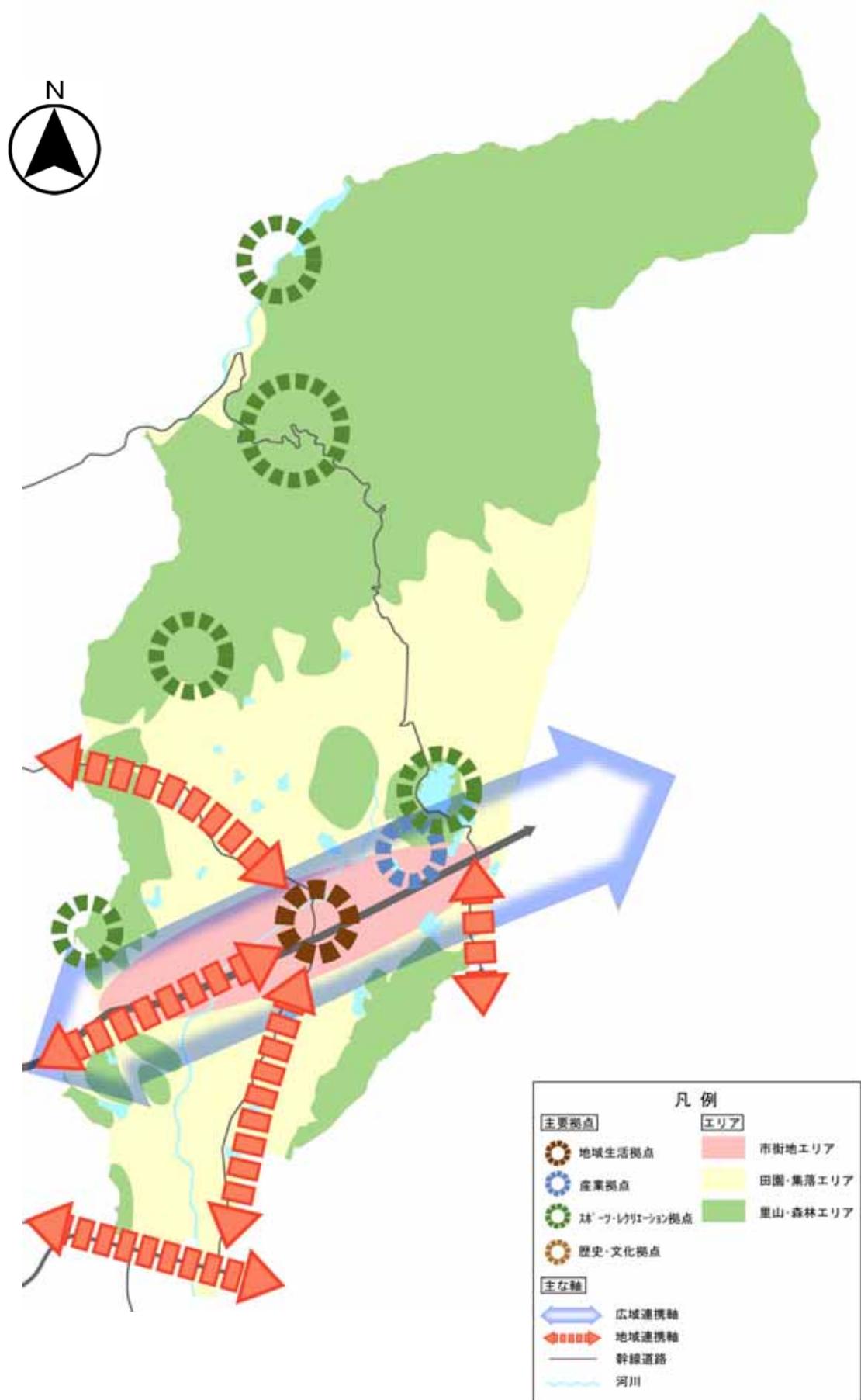


「道路、公園・緑地以外の都市施設の整備について、(あなたのお住まいの地区に必要なのは)それぞれどのように思われますか？」

「診療所・病院」の整備要望が多く、次いで「スポーツ・レクリエーション施設」「福祉施設」「下水道」などの順となっています。



将来都市構造図



2) まちづくりの方針

(1) 地域生活拠点の充実

- ・勝北支所を中心とする区域は、公共公益施設が集積しており、地域生活拠点として計画的な市街化と生活利便施設などの機能の充実を図ります。
- ・支所や文化ホール、歴史民俗資料館など既存の公共公益施設のストックを活用して生活の利便性向上を図ります。



勝北支所



勝北歴史民俗資料館

- ・住民の利便性および安全性の向上を目指して、集落地域の生活道路の拡幅整備や歩道の整備などを推進します。
- ・子どもや高齢者・障害者など、誰もが安心して歩けるように、ユニバーサルデザインの道路整備を図ります。
- ・陶芸の里をはじめとする体験施設による交流を促進し、地域の活性化を図ります。
- ・平成19年3月に閉校した日本原高等学校跡地の有効利用を検討します。
- ・公共下水道事業の認可区域においては、整備計画に基づいて下水道の整備を推進します。その他の区域については、合併処理浄化槽の普及を図ります。
- ・国道53号沿道などの市街化が進んでいる地区は、良好な住宅地として土地利用の純化を図るため、用途地域指定を含めた適切な土地利用誘導方策について検討します。



勝北浄化センター

(2) 農業の振興

- ・本地域南部の農用地は、ほぼ全域にわたってほ場整備されており、農用地利用増進事業などの推進を図りつつ農地の有効利用を進めます。



整備済農地（南部）



農地（北部）

- ・基盤整備された優良農地においては、農産物の高付加価値化や特産品の生産拡大による経営基盤の強化を図ります。
- ・農産物や特産品の販売などによる地域の活性化と地域間交流を促進するため、幹線道路沿いにおいて農産物直売所の充実を図ります。
- ・認定農業者を中心とした地域の担い手への農地の利用集積を促進し、農業の6次産業化、地産地消を促進します。
- ・農地は良好な田園環境の形成などに重要な役割を果たしており、農業振興地域においては耕作放棄による農地の荒廃や乱開発を防ぎながら、優良農地の保全に努めます。

(3)自然を活かした観光・レクリエーション拠点づくり

- ・氷ノ山後山那岐山国定公園に指定されている北部地域は、自然景観を活かした観光拠点として自然風景地の保護や那岐登山道の活用などを推進します。
- ・塩手池周辺は、自然保全型観光・レクリエーション拠点として自然環境を活かした施設の活用を図ります。
- ・「ウッドパーク声ヶ屹」周辺地区は、環境保全と森林利用との調整を図りながら植栽や遊歩道の整備を図りつつ、年間を通じて自然を満喫できる総合的な自然公園として利用を促進します。
- ・「津川ダム」、「奥津川ラビンの里」周辺は自然環境を活かしたレクリエーション拠点として活用を図ります。



ウッドパーク声ヶ屹



奥津川ラビンの里

- ・山形八幡神社の森は郷土記念物の指定を受けており、今後は岡山県自然保護条例にもとづき、ウッドパーク声ヶ屹をはじめ、保護地域の拡大と保全推進を図ります。
- ・勝北総合スポーツ公園は、スポーツ・レクリエーションゾーンとして施設の充実・整備を図るとともに、適正な管理に努め利用を促進します。



勝北総合スポーツ公園



下野田ウォーターパーク

(4)内陸工業拠点の形成

- ・日本原工業団地周辺は、産業ゾーンとして先端産業を核とした内陸工業拠点の形成を目指し工業機能の集積・強化を図ります。

(5)地域生活拠点と中心拠点との連携強化

- ・地域生活拠点と中心拠点との連携を強化するため、一般県道や市道など、幹線道路の未改良部分の改良整備を促進します。
(県道三浦勝北線、県道工門勝央線 など)
- ・医療の安心を確保するため、津山圏域の医療拠点である津山中央病院への連絡道路となる(都)河辺高野山西線の整備を図ります。
- ・公共交通の利便性向上を図るため、ごんごバスの利用者の意見を踏まえて、運行本数や路線の見直しなどを検討します。

(6)歴史文化の保全、景観の形成

- ・勝北地域では、市民劇団「風と光と心の劇場」によるミュージカルをはじめとして、市民の芸術文化活動が盛んに行われてあり、今後ともこれらの活動を通じて地域間の交流を活発にするため、拠点施設である「ハートピア勝北」のさらなる運営充実と利用促進を図ります。
- ・地域固有の歴史ある祭りなど伝承文化の保存継承に努めます。



ハートピア勝北



広戸神社の秋祭り

(7)住環境の形成、自然環境の保全

- ・環境負荷低減の観点から、市街地周辺における無秩序な開発を抑制しつつ、良好な住環境形成に資する計画的な宅地開発の適切な誘導を図ります。
- ・集落地については、緑化の推進、水質汚濁の防止に努めながら、良好な住環境の形成を図ります。
- ・看板・建物の景観整備など、魅力ある田園景観の保全・創造を図ります。
- ・県選定の「おかやまの清流」に登録されている津川川や塩手池などの水辺環境は、その水質や水生生物の生息環境、美しい景観の保全に努めます。
- ・本地域の森林については、林業生産基盤の整備により生産性の向上を図るとともに、国土の保全、水源涵養、保健休養、自然環境など多様な公益機能を持つ森林資源の保全を図ります。



塩手池より広戸仙を望む

(8)安全・安心のまちづくり

- ・交通安全対策として、交通事故多発地点や危険箇所における交差点改良や交通安全施設の設置などを関係機関の協力のもとに促進します。
- ・公共公益施設のバリアフリー化など、すべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。



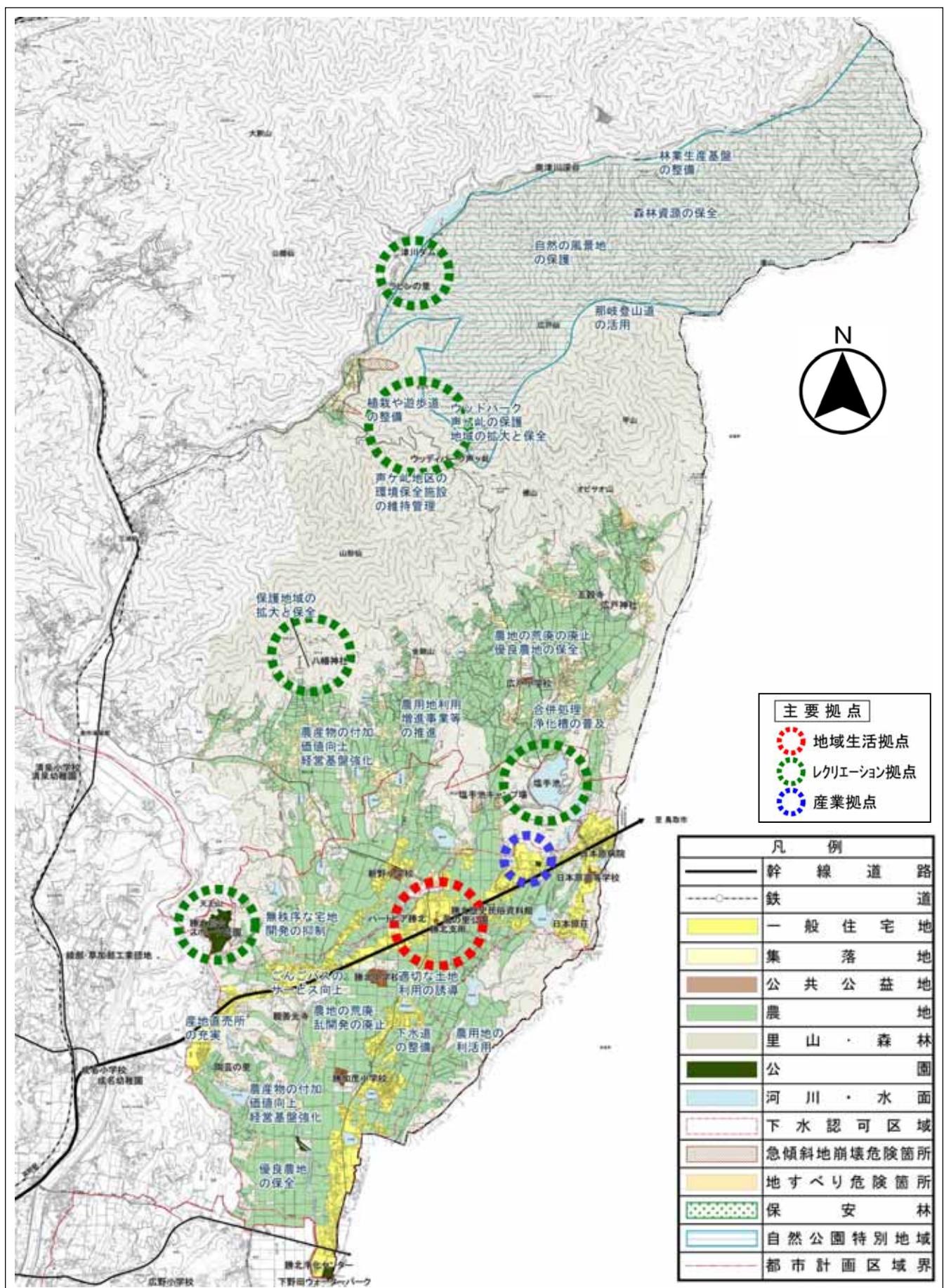
勝北総合スポーツ公園



勝北中学校

- ・急傾斜地崩壊危険箇所において、地震や水害などの災害から市民の生命・財産を守るため、災害防止対策の実施を促進します。

勝北地域 まちづくり方針図



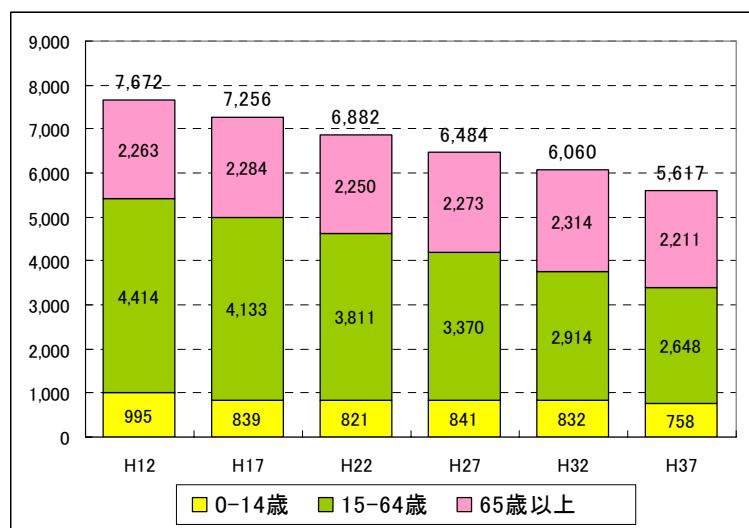
4. 久米地域

1) 地域の概況

- ・久米地域の北部、南部、西部は標高およそ 500m ~ 600m の山地に囲まれており、吉井川に注ぐ久米川、倭文川とその支流沿いに主な集落地および農用地が分布しています。
- ・地域総面積 7,439ha の内、66%を森林・原野が占め、残りは農用地 15%、宅地 3%、その他 16%となっています。
- ・地域の東部を中心に 3,770ha (地域面積の 50%) が津山広域都市計画区域に編入されていますが、用途地域は指定されていません。
- ・国道 181 号と県道久米中央線が交差する久米支所周辺地区は、支所を始めとして、保健センター、公民館、体育館、郵便局、診療所などの公共公益施設が集積しており、久米地域の拠点となっています。
- ・支所周辺には、生活センターやコンビニエンスストアなどの生活利便施設や商業・業務施設などが立地しており、用途の混在が見られます。
- ・久米地域の平成 17 年人口は 7,256 人となっており、市全体の 6.6% を占めています。
- ・国勢調査結果に基づきコー・ホート変化率法による推計を行うと、平成 27 年は 6,484 人、平成 37 年には 5,617 人になるものと予測されます。(注)
- ・平成 17 年の高齢化率は 31.5% で、旧津山地域(21.5%)よりも高くなっていますが、平成 37 年には 39.4% になるものと予測されます。(注)

久米地域の人口推計

		H12	H17	H22	H27	H32	H37
0-14歳	人数	995	839	821	841	832	758
	%	13.0	11.6	11.9	13.0	13.7	13.5
15-64歳	人数	4,414	4,133	3,811	3,370	2,914	2,648
	%	57.5	57.0	55.4	52.0	48.1	47.1
65歳以上	人数	2,263	2,284	2,250	2,273	2,314	2,211
	%	29.5	31.5	32.7	35.1	38.2	39.4
合計	人数	7,672	7,256	6,882	6,484	6,060	5,617
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

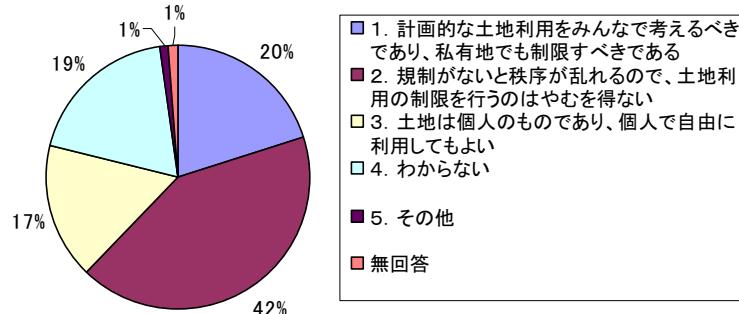


注) これらは平成 12 年と 17 年の国勢調査人口を基本にして、この 5 年間の人口移動率、出生率等が将来も変わらないものとして単純計算した結果です。

・市民の意向（アンケート調査結果より抜粋）

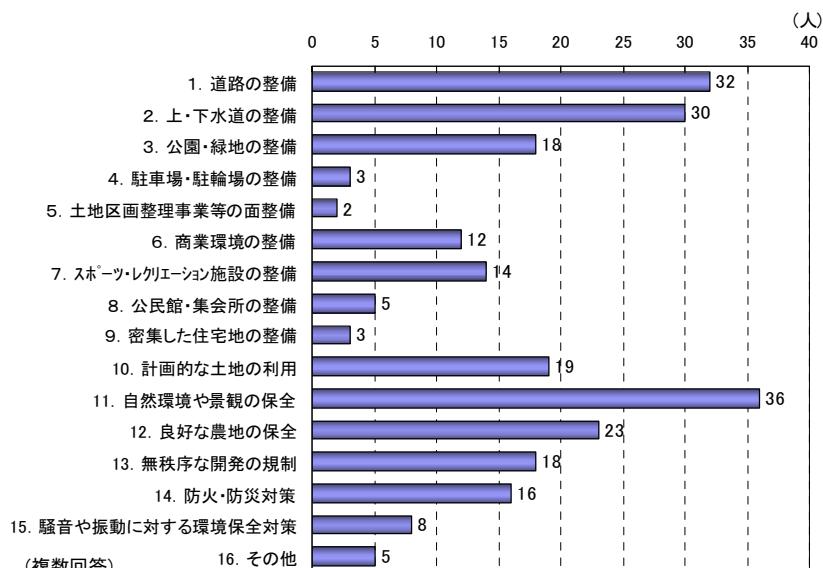
「総合的な土地の利用方法についてどのようにお考えですか？」

「秩序を守るため土地利用の制限はやむを得ない」という意見が4割以上あり「計画的な土地利用をみんなで考え、私有地でも制限すべき」という意見と合わせると6割以上の人人が土地利用の制限が必要と考えています。



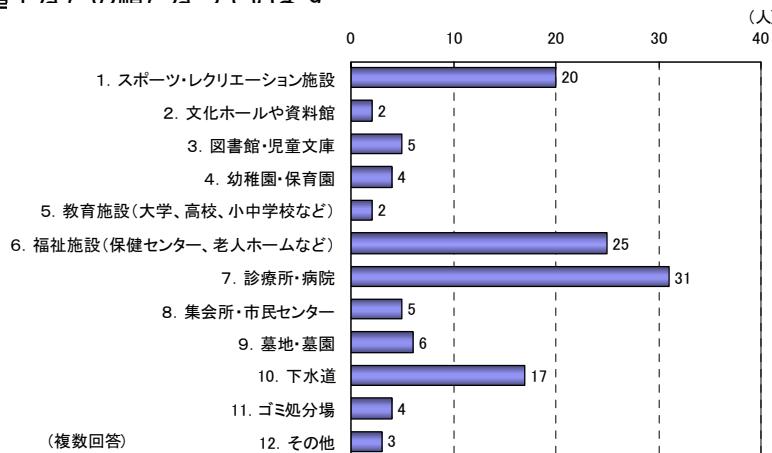
「あなたがお住まいの地域について、特に望まれていることは何だと思われますか？」

「自然環境の保全」という意見が多く、次いで「道路の整備」「上下水道の整備」「農地の保全」「計画的な土地利用」などの順となっています。

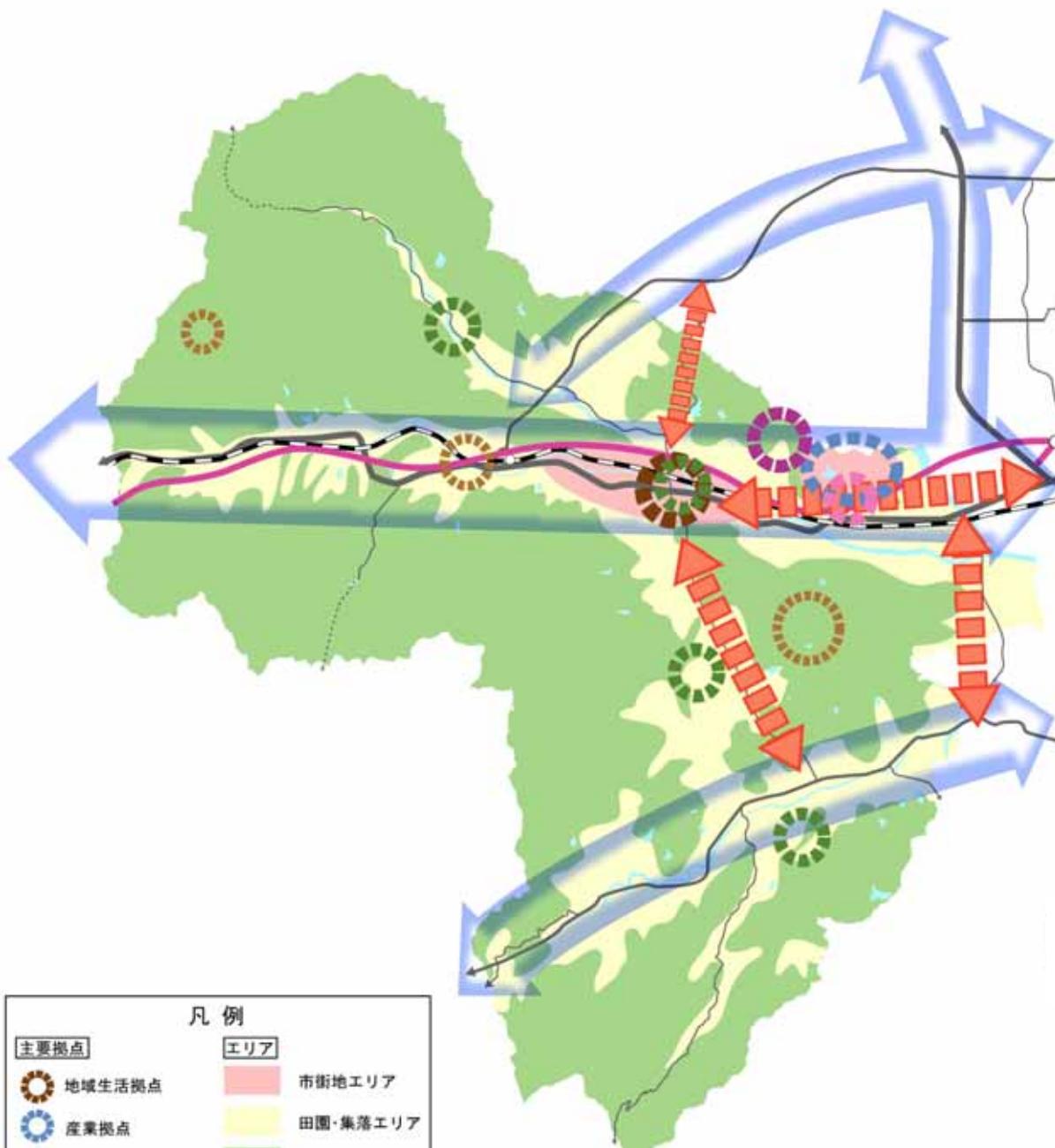


「道路、公園・緑地以外の都市施設の整備について、(あなたのお住まいの地区に必要なのは)それぞれどのように思われますか？」

「診療所・病院」の整備要望が多く、次いで「福祉施設」「スポーツ・レクリエーション施設」「下水道」などの順となっています。



将来都市構造図



凡例

主要拠点

地域生活拠点

産業拠点

スポーツ・レクリエーション拠点

歴史・文化拠点

交流拠点

クリーンセンター

エリア

市街地エリア

田園・集落エリア

里山・森林エリア

主な軸

広域連携軸

地域連携軸

鉄道

高速道路

幹線道路

河川

2) まちづくりの方針

(1) 地域生活拠点の充実

- ・本地域の中央部は、行政・教育・文化・商業施設が集積しており、地域生活拠点として久米支所や歴史民俗資料館をはじめとする既存公共公益施設の機能充実を図ります。
- ・公民館などの既存ストックを有効活用し、協働・共創の精神のもとに超高齢社会の住民福祉に資する施設整備を検討します。



久米支所



久米公民館と図書館

- ・若者の定住やU・I・Jターン者の受け入れを促進するため、公営住宅の活用や分譲宅地の販売促進を図るほか、民間宅地開発などの適切な誘導を図ります。
- ・公営住宅については、適切な維持管理に努めるとともに、居住性の向上、機能改善に努めます。
- ・住宅対策とあわせて、生活道路や下水道の整備など住環境の整備を推進します。



八千代住宅



坪井駅前団地

- ・子どもや高齢者・障害者など、誰もが安心して歩けるように、ユニバーサルデザインの道路整備を図ります。
- ・住民の利便性および安全性の向上を目指して、集落地域の生活道路の拡幅整備や歩道の整備などを推進します。
- ・久米産業団地や幹線道路沿いの市街化が進んでいる地区については、適正な土地利用の誘導を図るため、用途地域の指定を検討します。

(2) 工業基盤の整備・活用の方針

- ・くめ地区及びその周辺地域は、工業生産拠点である県営久米産業団地を中心に下水道、アクセス道路などの整備促進に努めます。
- ・立地企業のニーズに合わせた用地提供に努め、優良企業の立地を促進します。



久米産業団地

- ・総面積 200ha を超える久米山の未利用地開発について、市民の意見を踏まえ検討していきます。

(3)農業の振興

- ・農業振興地域の農用地は、ほ場整備などの生産基盤整備と農産物の高付加価値化や特産品の生産拡大による経営基盤の強化を図ります。

- ・認定農業者を中心とした地域の担い手への農地の利用集積を促進し、優良農地の保全に努めるとともに、農業の6次産業化、地産地消を促進します。

- ・農地は良好な田園環境の形成などに重要な役割を果たしており、耕作放棄による農地の荒廃や乱開発を防ぎながら、優良農地の積極的な保全に努めます。



ほ場整備（宮部下地区）



基盤整備された農地

(4)地域生活拠点と中心拠点との連携強化

- ・地域生活拠点と中心拠点との連携を強化するため、国道 181 号の改良整備や交通安全施設の整備を促進します。
- ・地方道や一般県道など、幹線道路の改良整備を促進します。（県道久米建部線、県道余野上久米線 ほか）

- ・JR 姫新線の路線存続やダイヤ改善を関係市町村と協力して関係機関に働きかけるとともに、利用促進に努めます。

- ・ごんごバスは、JR との乗り継ぎ改善を図るとともに、利用者の意見を踏まえて、運行本数や路線の見直しなどサービス向上に努めます。

- ・久米地域の交流拠点として親しまれている道の駅「久米の里」の機能充実による利用促進を図ります。



JR 坪井駅



道の駅「久米の里」

(5)公園・緑地等の整備

- ・「梅の里」(地区公園)には、13種、3800本の梅の木が植えられ、「梅祭り」などのイベントや梅を使った特産品開発に活用されており、今後も施設内容の充実と利用促進を図ります。
- ・「打田池公園」や「ホタルの里公園」をはじめとするその他の公園の適切な維持管理と利用促進に努めます。
- ・「総合文化運動公園」は、広域的な文化、スポーツ・レクリエーションの交流施設として、施設内容の充実を図るとともに利用促進に努めます。



梅の里公園



ホタルの里公園

- ・地域の交流・健康増進拠点である「温水プールレインボー」の設備充実と利用促進を図ります。



温水プールレインボー

(6)景観形成の方針

- ・旧出雲街道の宿場町であった坪井地区の歴史あるまちなみの保全に努めます。
- ・中世の城跡である岩屋城跡の歴史的景観の保全・活用を図ります。



坪井宿（説明板）



坪井宿のまちなみ

- ・看板・建物の景観整備など、魅力ある田園景観の保全・創造を図ります。

(7)循環型社会の形成・環境負荷の低減

- ・本地域における良好な住環境の背景を構成している里山や水源涵養などの公益機能を有する森林からなる自然環境は、大切な資源として、また環境負荷低減のため積極的に保全します。
- ・集落地については、緑化の推進、水質汚濁の防止に努めながら、緑豊かな良好な住環境の形成を図ります。
- ・河川などの水質を保全し生活環境を改善するため、公共下水道事業の認可区域において、下水道の整備を推進します。
- ・循環型社会の形成のために、ごみ減量・リサイクルの推進を図るとともに、領家地区にまちづくりの拠点施設として循環型社会のモデル施設となる「クリーンセンター」の整備促進を図ります。

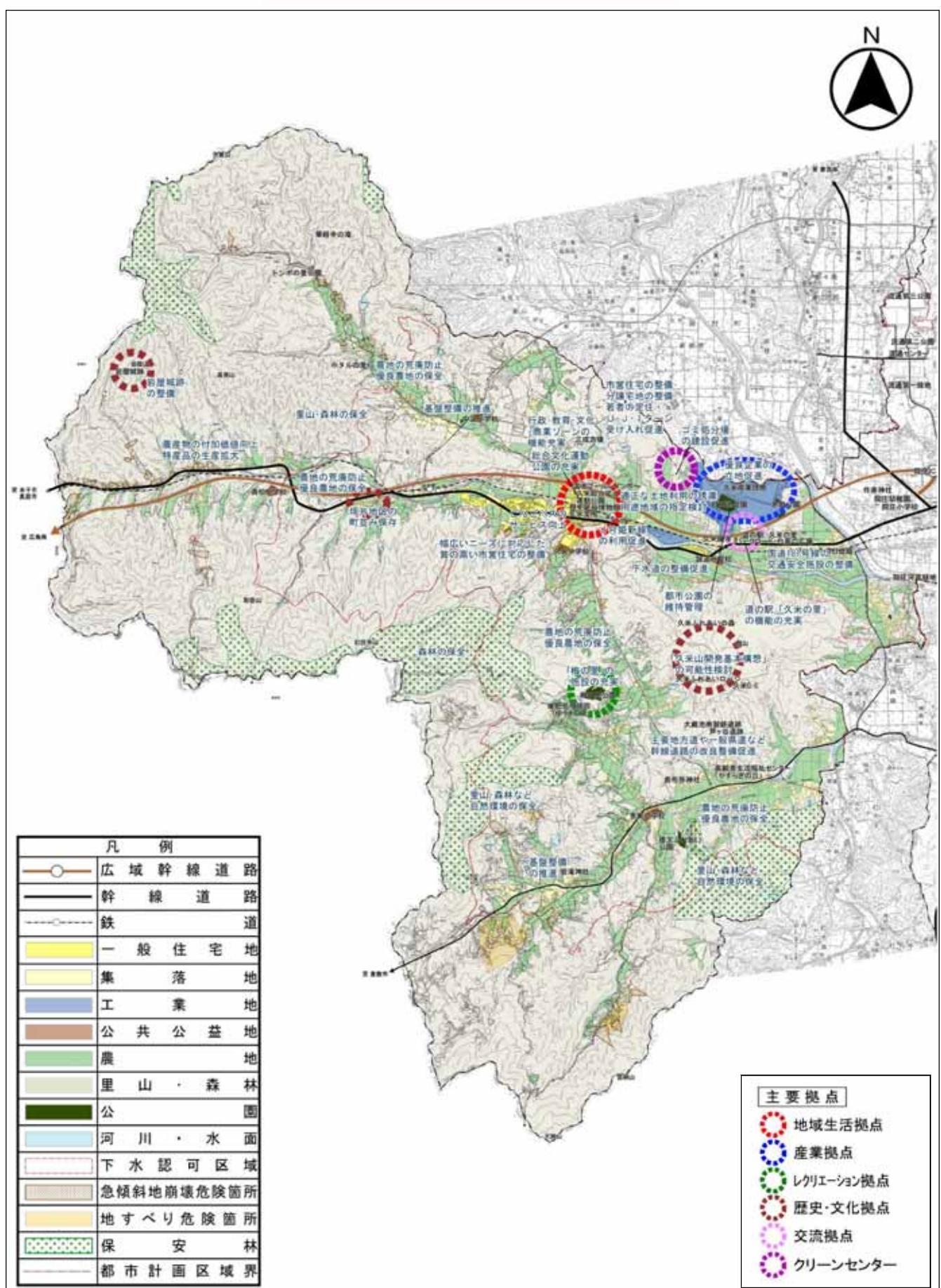


農地と里山

(8)安全・安心のまちづくり

- ・既存の公共公益施設のバリアフリー化や歩道の段差解消など、誰もが安全・安心に暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- ・地域医療の安心を確保するため、医療機関などへのアクセス道路の強化を検討します。
- ・交通安全対策として、交通事故多発地点や危険箇所における交差点改良や交通安全施設の設置などを関係機関との協力のもとに促進します。
- ・急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所において、地震や水害などの災害から市民の生命・財産を守るため、災害防止対策の実施を促進します。
- ・防災地域の指定、宅地造成工事の規制、災害危険地区の指定などによる防災対策を積極的に推進します。

久米地域 まちづくり方針図



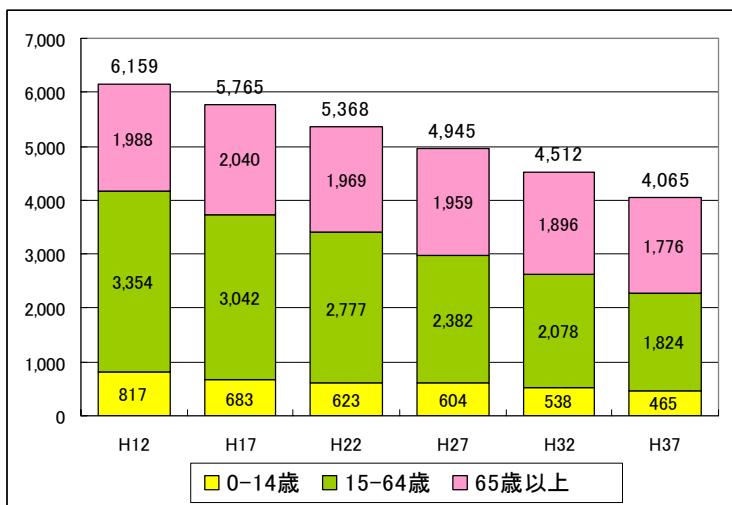
5. 加茂・阿波地域

1) 地域の概況

- ・加茂・阿波地域は標高230m～1200mの急峻な中国山地に囲まれており、総面積20,160haの内、9割を森林・原野が占め、残りは農用地5%、河川・水路・道路2.6%、宅地0.8%などとなっています。
- ・森林面積の8割がスギ、ヒノキの人工造林地となっており、大半が若齢林であるため適切な保育管理が必要となっています。
- ・農用地については、ほぼ全域にわたって整備が完了しており、これら優良農地の保全を図るとともに、有効利用を促進する必要があります。
- ・北部は標高1200mに及ぶ中国山地が連なり、氷ノ山・後山・那岐山国定公園に指定された豊かな自然環境を有しています。
- ・本地域は、全域が都市計画区域外となっています。
- ・加茂支所および阿波支所周辺地区は、支所を始めとして、公民館、文化センター、小学校、幼稚園などの公共公益施設が集積しており、地域の生活拠点となっています。
- ・加茂・阿波地域の平成17年人口は5,765人で、市全体の5.2%を占めています。
- ・国勢調査結果に基づきコー・ホート変化率法による推計を行うと、平成27年は4,945人、平成37年には4,065人になるものと予測されます。（注）
- ・平成17年の高齢化率は35.4%と市内で最も高くなっていますが、平成37年には43.7%になるものと予測されます。（注）

加茂・阿波地域の人口推計

		H12	H17	H22	H27	H32	H37
0-14歳	人数	817	683	623	604	538	465
	%	13.3	11.8	11.6	12.2	11.9	11.4
15-64歳	人数	3,354	3,042	2,777	2,382	2,078	1,824
	%	54.5	52.8	51.7	48.2	46.1	44.9
65歳以上	人数	1,988	2,040	1,969	1,959	1,896	1,776
	%	32.3	35.4	36.7	39.6	42.0	43.7
合計	人数	6,159	5,765	5,368	4,945	4,512	4,065
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

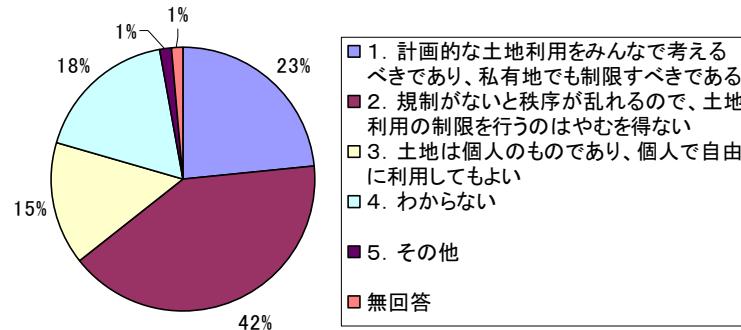


注）これらは平成12年と17年の国勢調査人口を基本にして、この5年間の人口移動率、出生率などが将来も変わらないものとして単純計算した結果です。

・市民の意向（アンケート調査結果より抜粋）

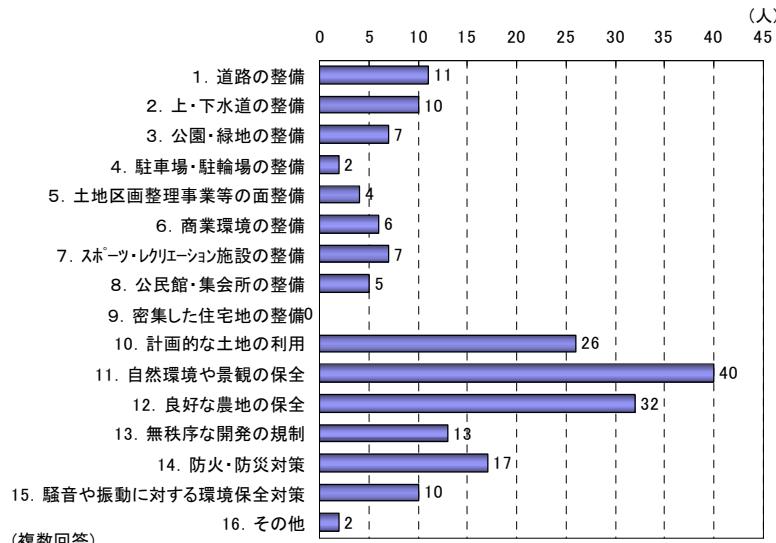
「総合的な土地の利用方法についてどのようにお考えですか？」

「秩序を守るため土地利用の制限はやむを得ない」という意見が4割以上あり「計画的な土地利用をみんなで考え、私有地でも制限すべき」という意見と合わせると65%の人が土地利用の制限が必要と考えています。



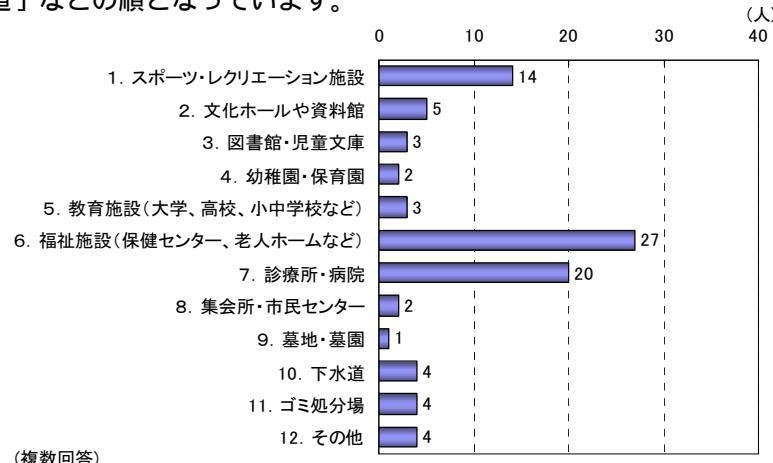
「あなたがお住まいの地域について、特に望まれていることは何だと思われますか？」

「自然環境の保全」という意見が最も多く、次いで「農地の保全」「計画的な土地利用」などの順となっており「道路の整備」「上下水道の整備」の要望はそれほど多くありません。

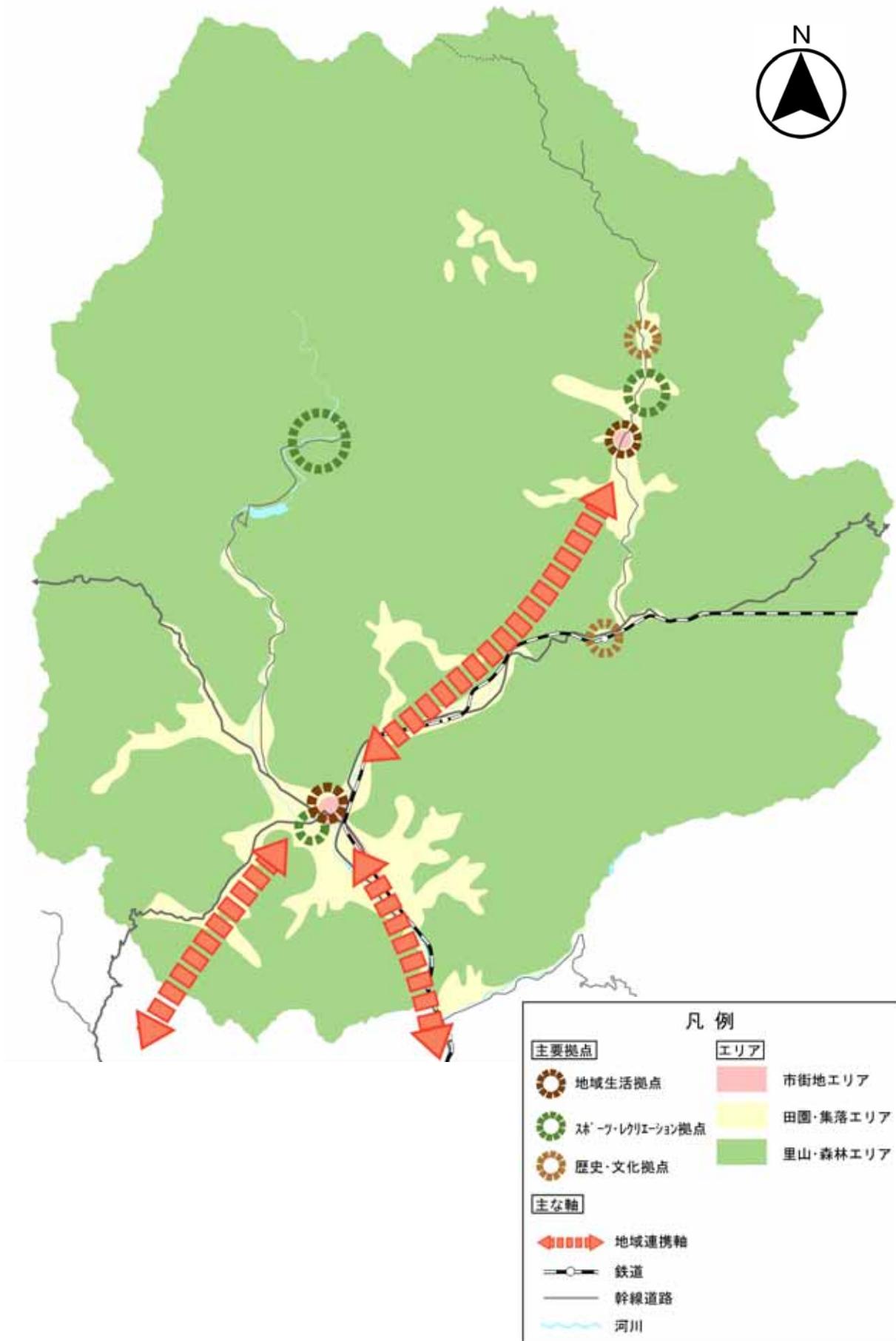


「道路、公園・緑地以外の都市施設の整備について、(あなたのお住まいの地区に必要なのは)それぞれどのように思われますか？」

「診療所・病院」の整備要望が多く、次いで「福祉施設」「スポーツ・レクリエーション施設」「下水道」などの順となっています。



将来都市構造図



2) まちづくりの方針

(1) 地域生活拠点の充実

- ・支所周辺において、既存公共公益施設のストックを活用した生活利便施設の集積を図り、地域生活拠点の形成を図ります。
- ・U・I・J ターン者の受入を促進する公営住宅などの充実を図ります。



阿波支所



やすらぎの館（あば温泉）



公営住宅



あば交流館

- ・地域の文化活動やコミュニティ活動を促進するため、加茂町文化センターや加茂町公民館などの既存文化施設の内容充実と有効利用に努めます。



加茂町文化センター



加茂町スポーツセンター



加茂町福祉センター



加茂幼稚園

(2)自然環境の保全、環境負荷の低減

- ・水源涵養機能などの多様な公益的機能を有する豊かな森林や、氷ノ山後山那岐山国定公園に指定されている美しい自然環境の保全を図ります。
- ・自然資源を保全しつつ、レクリエーション活動を促進するための土地活用や、過疎化・超高齢化が進んでいる地域の活性化に資する土地の有効利用を促進します。
- ・本地域の森林ゾーンは急峻な地形が多く、宅地や農地などの利用可能な土地面積が限られているため、環境負荷の低減や、長期的視点に立った合理的かつ効率的な土地利用の推進を図ります。
- ・環境負荷の低減や循環型社会を目指して、あば温泉などにおける木質チップを活用したバイオマス熱利用などへの取り組みを促進します。

(3)農林業の振興

- ・本地域の農業振興地域においては耕作放棄による農地の荒廃を防ぎながら、ほ場整備などにより基盤整備された優良農地の積極的な保全に努めます。
- ・標高 1000m を超える五輪原地区のダイコンをはじめ、特色ある気候・地形の地域特性を活かした高冷地野菜栽培などの特産品生産を促進します。
- ・本地域の全面積の約 9 割を占める豊かな森林資源を活用するため、森林基幹道などの基盤整備を図ります。
- ・地域内にある製材所の団地化を図り一貫生産体制の強化を図ります。



地域南部の山林

(4)地域生活拠点と中心拠点との連携強化

- ・道路については、(主)津山智頭八東線や(主)津山加茂線、県道倉見斎野谷線、加茂用瀬線の改良整備、市道西原線などの幹線道路の整備を促進します。
- ・利用者の意見を聞きながら、ごんごバスや阿波バスの利便性向上を図り、利用促進に努めるとともに、JR 因美線の利用促進に努めます。



加茂地域中心部の県道



JR 美作加茂駅

(5)公園・緑地等の活用の方針

- ・四季を通じた観光を振興するため、黒木キャンプ場、ウッディハウス加茂、レイクパーク加茂など既存の観光資源の有効利用と充実に努めます。
- ・渓流釣り場・黒岩高原歩道などがある落合渓谷や大ヶ山地域については、良好な自然環境を活用した利用を促進します。



黒木キャンプ場



ウッディハウス加茂

(6)歴史遺産の保全・活用、景観形成の方針

- ・大高下ふるさと村のカヤ葺き屋根の民家など、昔懐かしい風物はタタラ遺跡とともに貴重な資源として保存に努めます。
- ・JR 因美線美作河井駅にある転車台は、貴重な近代化遺産として保存・活用に努めます。



JR美作河井駅



転車台



- ・JR 美作河井駅の南に位置する矢筈城趾の保存・活用に努めます。
- ・集落地については、緑化の推進、水質汚濁の防止に努めながら、良好な住環境の形成を図ります。
- ・看板・建物の景観整備など、魅力ある田園景観の保全・創造を図ります。

(7)安全・安心のまちづくり

- ・林地の荒廃を防ぎ保全を図るため、森林の適正な管理を促進します。
- ・がけ崩れ、土石流などによる災害から住民の生命と財産を守るため、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流において、災害防止対策の実施を促進します。
- ・防災地域の指定、災害危険地区の指定などによる防災対策を積極的に推進します。
- ・安全な交通環境づくりのために、円滑な道路体系の整備とともに交通事故多発地点など危険箇所の道路改良や交通安全施設の整備を促進します。
- ・高齢者や障害者など、誰もが安心して歩ける歩行者空間形成のために、歩道の段差解消によるバリアフリー化の推進や交通安全施設の整備を図ります。
- ・すべての人にやさしいまちづくりのために、公共施設などのユニバーサルデザインを推進します。



幅員狭小な道路

加茂・阿波地域 まちづくり方針図

